

# 野 尻 4 区 規 約(案)

(目的)

第1条 本区は、区民相互の親睦と融和を図り、併せて福祉の向上と安心・安全な地域づくり及び豊かな野尻4区の発展に寄与することを目的とする。

(名称・事務所)

第2条 本区は、野尻4区と称し、事務所を区長宅に置く。

(事業)

第3条 本区は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 区民の文化活動及び健康増進並びに福祉向上に関すること。
- (2) 区民の生活環境の向上に関すること。
- (3) 防災に関すること。
- (4) 自主防災組織の管理運営に関すること。
- (5) 行政と区民との連絡協議に関すること。
- (6) その他、本区の目的達成に必要なこと。

(組織・対象者)

第4条 本区は、野尻4区に居住する区民をもって組織し、対象者は野尻4区(組)に加入した者とする。

(役員体制)

第5条 本区の運営のため、次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 区 長     | 1名  |
| (2) 副 区 長   | 1名  |
| (3) 会 計     | 1名  |
| (4) 組 長     |     |
| (5) 運 営 委 員 | 若干名 |
| (6) 体 育 委 員 | 若干名 |
| (7) 監 事     | 2名  |

(役員選出)

第6条 役員選出は、次のとおり定める。

- (1) 区長選出は、各組の総会において立候補者がある場合は、各組長は区長に届出し区長は区総会に提出し、審議の上選挙あるいは互選で決定する。ただし、立候補者がなく、全組が区総会に委任したる時は、区総会において審議決定する。
- (2) 副区長・会計・監事・体育委員・運営委員は区長が推薦し総会に諮り、承認を得るものとする。

(3) 組長はその所属組内において決定するものとする。

#### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおり定める。

- (1) 区長は区を代表し、区の運営を総括する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し区長不在または事故あるときは、その職務を代行する。  
ただし、会計が副区長を兼務することができる。
- (3) 会計は、区一切の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、区の会計を監査するとともに、区総会時において監査報告を行うものとする。
- (5) 組長は、区長の伝達事項を組員に周知せしめ、組の区費徴収その他一切の事務に努め、組長会又は区総会の議事を審査決定するものとする。
- (6) 体育委員は、区で主催する行事にあつては区長が総会に提案し、協議決定するものとする。なお、市主催のスポーツ事業の業務並びに小学校区体育振興会に参加し、スポーツの振興に関する業務を行うものとする。
- (7) 運営委員は、区が行う事業の企画運営を行うものとする。

#### (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおり定める。

- (1) 区長・副区長・会計・体育委員・運営委員は、2年とし再任は妨げない。
- (2) 監事は1年とする。
- (3) 中途就任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第9条 本区の会議(総会・組長会・運営委員会)は、区長が召集する。

- (1) 本区の総会は、役員全員をもって開催する。
- (2) 本区の総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回4月に開催し必要のあるときは、区長は臨時総会を開催することができる。ただし、区長改選時期に限っては3月に開催するものとする。
- (3) 各会議は、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は過半数をもって決める。
- (4) 区長は、会議の議長となる。ただし、特別の場合は出席者の中から選出した者が議長となることができる。

#### (経費)

第10条 本区の経費は、区費及びその他の収入をもって予算を計上して執行する。

- (1) 区費の額は、総会の議決により決める。

- (2) 特に区長が必要と認めた世帯については、免除することができる。
- (3) 区域内に居住する者が、組に未加入の場合は加入を促進する。ただし、未加入者には協力費の負担をお願いする。

(会計)

第11条 本区の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

- (1) 収入及び支出は、予算を計上して執行する。
- (2) 予算書及び決算報告書は、総会に提出し承認を得た後、組長をして区民に公表するものとする。

(その他)

第12条 区民は常に保健衛生並びに防火に注意し、各自伝染病の発生に注意するものとする。

2 第3条第4号に規定する自主防災組織の体制は、別表のとおりとし、自主防災組織に関し必要な事項は、野尻4区自主防災組織の管理運営に関する規程で定めるものとする。

(この規約の施行に関し必要な事項)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮り、総会において承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。